

事 務 連 絡

平成 27 年 5 月 20 日

各都道府県 介護保険担当部（局） 御中

各市区町村 介護保険担当部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課

改正介護保険法に係る周知用のリーフレットの送付について

平素より介護保険制度の円滑な実施に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の介護保険制度改正に係る周知については、平成 27 年 4 月 10 日付事務連絡において、特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護 3 以上に限定する制度改正について周知用のリーフレットを送付させていただきましたが、今般、本年 8 月施行の制度改正のうち、一定以上の所得のある方の利用者負担割合の見直し、高額介護サービス費の負担限度額の見直し、食費・部屋代の負担軽減の見直し及び特別養護老人ホームの相部屋代の負担の見直しについてもリーフレットを作成しました。

各自治体におかれましては、関係団体、関係機関や介護サービス事業者に情報提供いただくとともに、介護保険サービス利用者等に対して新制度についてご説明する際にご利用ください。

なお、今回送付したリーフレットは、厚生労働省のホームページ（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/index.html）に掲載しておりますので、関係団体等への情報提供にご活用ください。

この他、上記の内容に関するポスターを作成し、5 月中に各保険者及び都道府県へ届くよう発送いたしましたので、併せて御活用いただきますようお願い申し上げます。